

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月25日
【会社名】	株式会社日清製粉グループ本社
【英訳名】	NISSHIN SEIFUN GROUP INC.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 永木 裕
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地
【電話番号】	東京(03)5282-6670
【事務連絡者氏名】	経理・財務本部財務部長 田中 透
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地
【電話番号】	東京(03)5282-6670
【事務連絡者氏名】	経理・財務本部財務部長 田中 透
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【発行登録書の提出日】	2025年6月27日
【発行登録書の効力発生日】	2025年7月6日
【発行登録書の有効期限】	2027年7月5日
【発行登録番号】	7 - 関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 0円(注)1 642,198,000円(注)2
【発行可能額】	0円(注)1 642,198,000円(注)2 (注)1 新株予約権証券の発行価額の総額であります。 2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2026年6月25日(提出日)であります。
【提出理由】	2025年6月27日付発行登録書につき、「第一部 証券情報」の記載事項の一部を訂正するため、本訂正発行登録書を提出するものであります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

当社は、2026年6月25日開催の取締役会におきまして、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当てを活用した方策の継続を決議いたしました。一昨年6月26日の取締役会で決議されたプランから、昨年に続き所要の変更を行いましたので、「第一部 証券情報」の「第3 その他の記載事項」を以下のとおり訂正いたします。

訂正箇所は_____罫で示しております。

(訂正前)

第一部【証券情報】

第3【その他の記載事項】

企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための取組みとしての適正な対応方針(買収への対応方針)の継続について

当社は、2025年6月26日開催の取締役会におきまして、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当てを活用した方策(以下「本プラン」といいます。)の継続を決議いたしました。

当社は、2006年6月28日開催の当社第162回定時株主総会における株主の皆様のご承認に基づき本プランを導入し、2024年6月26日開催の当社第180回定時株主総会における株主の皆様のご承認(以下「本承認決議」といいます。)に基づき、同日開催の取締役会決議により本プランの更新を決議しております。

本プランは、株主総会による承認決議の有効期間を3年間とし、毎年承認決議の範囲内で取締役会決議により細部の見直しを行うことを基本としております。本プランの内容等は以下のとおりです。なお、以下において「本新株予約権」とは、本発行登録に係る新株予約権を指します。

〔1〕本プランの内容

1. 本プランの内容

(中略)

(2)企業価値委員会

(中略)

()企業価値委員会の委員として伏屋和彦氏、永井素夫氏、遠藤信博氏、富田美栄子氏(監査等委員)、安藤隆春氏(監査等委員)及び金子寛人氏(監査等委員)を選任します。

(中略)

2. 本プランの有効期間等

(1)本プランの有効期間は、2026年に開催される定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結の時までとします(なお、本プランの前提となる本承認決議の有効期間は、2027年に開催される定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結の時までです。)。但し、その時点で特定買収行為を企図している者又は特定買収者が出現している場合には、当該特定買収行為を企図している者及び特定買収者等に対する措置としてその効力が存続します。

(中略)

(3)本プランにおいて、金融商品取引法(昭和23年4月13日法律第25号。その後の改正を含みます。)の規定に依拠して定義されている用語については、同法に改正がなされた場合には、同改正後の規定において相当する用語に読み替えられるものとします。また、本プランで引用する法令の規定は、2025年6月26日現在施行されている規定を前提にしたものであり、同日以降、法令の改廃により上記各項に定める条項又は用語に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該改廃の趣旨を踏まえて、適宜合理的範囲内で読み替えることができるものとします。

(中略)

買収提案について

1 買付者等グループ(注1)の概要

(中略)

(3)資本金の額又は出資金の額その他資本構成及び発行済株式の総数

(4)代表者及び役員(組合その他のファンドの場合は役員に相当する社員その他構成員)の役職及び氏名、職歴及び所有株式の数

(中略)

(9)大株主又は大口出資者(所有株式又は出資割合上位10名)の概要

(中略)

(16)買付者等と共同保有者等との関係(資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係、及びこれらの関係の沿革を含みます。)の概略

(中略)

2 株式等に関する情報

(1)買付者等グループの各主体が現に保有する当社株式等の数及び株券等保有割合(特別関係者に該当する保有者がいる場合、当該保有者の保有分を含みます。)

(2)買収提案提出前60日間における当社株式等の取引状況

(3)買付者等グループが既に保有する当社株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決めがある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

(中略)

4 企図する特定買収行為の概要

(1)特定買収行為により取得等を予定する当社株式等の種類及び数

(中略)

(3)買収対価の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定条件、予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を含みます。)

(4)買収資金の裏付けに関する事項(資金の調達方法、関連する取引の仕組み、買収資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の名称及び資本構成等を含みます。)

(中略)

(6)特定買収行為が実行される確実性

(中略)

(8)特定買収行為の目的(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、特定買収行為後の当社株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等(金融商品取引法第27条の26第1項)その他の目的がある場合にはその旨及び内容)

5 特定買収行為完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針及び事業計画(資金計画、投資計画、資本政策、配当政策、資産活用等)

(中略)

7 特定買収行為に際しての第三者との意思連絡の有無(意思連絡がある場合にはその目的及び内容並びに当該第三者の概要)、取得し又は取得を予定している当社株券等に関して担保契約等の締結その他第三者との合意又はその予定がある場合には、当該合意の種類、合意の相手方、合意の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容

8 当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他当社グループの利害関係者への対応方針

(後略)

(訂正後)

第一部【証券情報】

第3【その他の記載事項】

企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための取組みとしての適正な対応方針(買収への対応方針)の継続について

当社は、2026年6月25日開催の取締役会におきまして、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当てを活用した方策(以下「本プラン」といいます。)の継続を決議いたしました。

当社は、2006年6月28日開催の当社第162回定時株主総会における株主の皆様のご承認に基づき本プランを導入し、2024年6月26日開催の当社第180回定時株主総会における株主の皆様のご承認(以下「本承認決議」といいます。)に基づき、同日開催の取締役会決議により本プランの更新を決議しております。

本プランは、株主総会による承認決議の有効期間を3年間とし、毎年承認決議の範囲内で取締役会決議により細部の見直しを行うことを基本としておりますが、本プランの基本的内容は、一昨年決議したものと同一であります。本プランの内容等は以下のとおりです。なお、以下において「本新株予約権」とは、本発行登録に係る新株予約権を指します。

〔1〕本プランの内容

1. 本プランの内容

(中略)

(2)企業価値委員会

(中略)

()企業価値委員会の委員として伏屋和彦氏、永井素夫氏、遠藤信博氏、富田美栄子氏(監査等委員)、安藤隆春氏(監査等委員)及び日下部恵美氏(監査等委員)を選任します。

(中略)

2. 本プランの有効期間等

(1)本プランの有効期間は、2027年に開催される定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結の時までとします(なお、本プランの前提となる本承認決議の有効期間についても、当該取締役会の終結の時までです。)

但し、その時点で特定買収行為を企図している者又は特定買収者が出現している場合には、当該特定買収行為を企図している者及び特定買収者等に対する措置としてその効力が存続します。

(中略)

(3)本プランにおいて、金融商品取引法(昭和23年4月13日法律第25号。その後の改正を含みます。)の規定に依拠して定義されている用語については、同法に改正がなされた場合には、同改正後の規定において相当する用語に読み替えられるものとします。また、本プランで引用する法令の規定は、2026年6月25日現在施行されている規定を前提にしたものであり、同日以降、法令の改廃により上記各項に定める条項又は用語に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該改廃の趣旨を踏まえて、適宜合理的範囲内で読み替えることができるものとします。

(中略)

買収提案について

1 買付者等グループ(注1)の概要

(中略)

(3)資本金の額又は出資金の額その他資本構成及び発行済株券等の総数

(4)代表者及び役員(これらの役員と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含まず。)(組合その他のファンドの場合は役員に相当する社員その他構成員)の役職及び氏名、職歴(兼任先を含みます。)及び所有する株券等の数

(中略)

(9)大株主又は大口出資者(所有する株券等又は出資割合上位10名)の概要

(中略)

(16)買付者等と共同保有者等との関係(資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係、及びこれらの関係の沿革、共同して当該株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は当社の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合には当該合意の内容を含みます。)の概略

(中略)

2 当社株券等に関する情報

(1)買付者等グループの各主体が現に保有する当社株券等の数(取得請求権付株式、取得条項付株式の場合は転換前と転換後の当社株券等の数)及び株券等保有割合(特別関係者に該当する保有者がいる場合、当該保有者の保有分を含みます。)

(2)買収提案提出前60日間における当社株券等の取引状況

(3)買付者等グループが既に保有する当社株券等に関する貸借契約、担保契約、オプションに係る契約、売戻し契約、買戻し契約、売買の予約その他の将来の当社株券等の移動に関する重要な契約又は取決めがある場合には、その契約の種類(貸借契約の場合には、貸借の別を含みます。)、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

(4)買付者等グループが当社株券等に関するデリバティブ取引を行っている場合にはデリバティブ取引の種類、相手方、決済日又は権利行使期間若しくは取引期間等当該デリバティブ取引の内容、デリバティブ取引の相手方から株券等を取得する目的の有無、当社に対して重要提案行為等を行う目的の有無、デリバティブ取引の相手方が保有する議決権の行使に影響を及ぼす目的の有無

(中略)

4 企図する特定買収行為の概要

(1)特定買収行為により取得等を予定する当社株券等の種類及び数

(中略)

(3)買収対価の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定条件、予想されるシナジーの額及びその算定根拠等、第三者(以下「算定機関」といいます。))から当社株券等の価値に関する評価書、意見書その他これらに類するもの(以下「算定書等」といいます。))を取得した場合には、算定機関の氏名又は名称、算定機関の独立性に関する事項、算定書等の内容を含みます。)

(4)買収資金の裏付けに関する事項(資金の調達方法、調達を行うための条件、関連する取引の仕組み、買収資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の名称及び資本構成等、調達先が金融機関以外の者である場合には、当該調達先が資金を有すること又は調達することができることを確認した結果及びその確認の方法を含みます。)

(中略)

(6)特定買収行為が実行される時期及び確実性

(中略)

(8)特定買収行為の目的(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、特定買収行為後の当社株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等(金融商品取引法第27条の26第1項)その他の目的がある場合にはその旨及び内容(これらの行為の具体的な内容、行為の時期、行為を行う条件、行為の目的))

(9)特定買収行為を企図するに至った背景、目的及び意思決定の過程(例えば、買付者等グループの事業内容及び当社の事業内容又は財政状態、経営成績若しくはキャッシュフローの状況を踏まえ、これらを改善する観点から特定買収行為の実施を検討した場合には、当該検討の具体的な内容)

5 特定買収行為完了後の経営方針

- (1) 特定買収行為完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針及び事業計画(資金計画、投資計画、資本政策、配当政策、資産活用等)
- (2) 当社の組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更その他当社の経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合にはその内容及び必要性。純投資を目的とする場合には、当社株券等を取得した後の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針並びにその理由
- (3) 特定買収行為完了後に当社株券等をさらに取得する予定の有無、その理由及びその内容
- (4) 特定買収行為の結果、当社の株券等について上場の廃止が生じるおそれがある場合には、その旨及び上場の廃止の原因となる事由。上場の廃止を回避するための措置を予定している場合には当該措置の内容
- (中略)

7 特定買収行為に際しての第三者との意思連絡の有無(買収資金の供与、当社株券等の取得要請、重要提案行為等の要請を含みます。意思連絡がある場合にはその目的及び内容並びに当該第三者の概要)、取得し又は取得を予定している当社株券等に関して譲渡、担保契約等の締結、株主としての権利行使に関する合意その他第三者との合意又はその予定がある場合には、当該合意の種類、合意の相手方、当該相手方との関係、合意の目的、合意の対象となっている株券等の数量及び取引条件等の当該合意の具体的内容

8 買収者事業計画の実施に向けて想定される 事業の拡大、縮小、売却等の内容、 研究開発、人的資本、知的財産・無形資産等への成長投資等の方針、 買収者事業計画が当社グループのステークホルダー(従業員、取引先、顧客、地域社会等を含みます。)に与える影響及び当社グループのステークホルダーの利益を守るための対応方針等

(後略)